

総務委員会資料
[総務部]
 令和7年6月25日・26日

《条例案》

【6月9日上程分】

第 82 号議案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例【人事課】	1
第 84 号議案	島根県県税条例の一部を改正する条例【税務課】	3
第 85 号議案	特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を 改正する条例【税務課】	4
第 87 号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例【総務課】	5

【6月24日上程分】

第 97 号議案	特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例【人事課】	6
----------	----------------------------------	---

《一般事件案》

承認第1号議案	専決処分事件の報告及び承認について<関係分>	歳入	【財政課】	8
	《令和6年度島根県一般会計補正予算(第11号)》	歳出(総務部)	【総務課】	9

《予算案》

【6月9日上程分】

第 81 号議案	令和7年度島根県一般会計補正予算(第1号)<関係分>	歳入	【財政課】	11
		歳出(総務部)	【総務課】	12

【6月24日上程分】

第 95 号議案	令和7年度島根県一般会計補正予算(第2号)<関係分>	歳入	【財政課】	14
----------	----------------------------	----	-------	----

《報告事項》

1.	島根県附属機関の設置状況等について【人事課】	15
2.	国庫補助金の実績報告誤りについて【財政課】	18
3.	第3次島根県県有財産利活用推進計画について【管財課】	19
4.	NHK放送受信契約の未締結について【総務事務センター】	20

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（総務部所管分）

1 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）の改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 改正する条例（下線(1)が総務部所管条例）

- (1) 職員の育児休業等に関する条例
- (2) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (3) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例

3 総務部所管条例の改正の概要

2 の条例について「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」として一括上程

このうち、総務部が所管する「職員の育児休業等に関する条例」の改正の概要は次のとおり

(1) 育児休業法の改正に伴い、部分休業制度に係る規定を整備

【育児休業法の改正内容】

- ・部分休業制度について、現行の①の形態に加え、②の形態を新設
 - ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内
 - ② 1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内
- ・職員は、①②のいずれかの形態を選択して取得可能
- ・条例で定める特別の事情が生じた場合は、①→②又は②→①に形態を変更可能

ア ①について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認する取扱いを廃止する。

イ ②の条例で定める時間は、10日相当とする。

ウ ①②の形態を変更可能な特別な事情は、配偶者の入院、配偶者との別居その他の申出時に予測不可能な事実が生じたことにより、変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

エ その他規定の整備

(2) **仕事と育児の両立支援制度等の利用に関する職員の意向確認等に係る規定の整備**

本人又はその配偶者が妊娠・出産した職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、意向確認等を行う。

4 施行期日

令和7年10月1日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、県税の課税免除等について所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 自動車税種別割の課税免除について規定した県税条例第46条第9号の対象事業へ「就労選択支援」を追加

・第二種社会福祉事業において、福祉政策の見地から、経営主体が公共的団体である場合かつ自動車の用途が主に障がい者のために利用される場合は、公共性が高く営利を目的としないものと考えられるため、自動車税種別割について、課税免除を行っている。

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に新設された「就労選択支援」は、社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業であり、他の税目（不動産取得税・法人事業税・法人県民税）においても、地方税法上で非課税となる事業である。よって、自動車税種別割についても、県税条例第46条第9号に規定する課税免除対象へ追加する。

※ 就労選択支援とは、就労選択支援事業者が、就労を希望する障がい者に対して、短期間の実習等を通じた本人の適性・能力等の状況把握や、関係機関を集めた会議の開催等を行い、そこで得られた結果（長所や特性など）を踏まえて、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるように支援するサービス。

[県税条例第46条第8号において自動車税種別割の課税免除を行っているサービス]

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助

[県税条例第46条第9号において自動車税種別割の課税免除を行っているサービス]

生活介護、自立訓練、就労選択支援【新設】、就労移行支援、就労継続支援

(2) その他規定の整理

- ・県税条例第7条第1項及び第46条第9号の引用する条項の整理

3 施行期日

- ・県税条例第7条第1項
公布の日から施行する。
- ・県税条例第46条第9号
令和7年10月1日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

離島振興法等に基づく県税の課税免除等に係る減収補填措置の適用期間が延長されたことに伴い、離島振興法等に定める目的の達成に資するため、引き続き県税の課税免除等の措置を講ずるため、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

法律	期間		対象区域	対象設備等	対象税目
	始期	終期			
離島振興法	H5. 4. 1	R9. 3. 31 (現行：R7. 3. 31)	離島振興対策実施地域のうち離島振興計画に記載された産業振興促進区域	以下の用に供する設備 ・製造業 ・旅館業 ・情報サービス業 ・有線放送業 ・インターネット附随サービス業 ・コールセンター及び市場等に関する調査の業務並びにその業務により得られた情報の整理等の業務に係る事業 ・農林水産物等販売業 ※下線部は今回の改正により対象事業から除外 ※過疎地区内の対象設備を除く	事業税 不動産取得税 固定資産税 (課税免除)
				個人で営む畜産業、水産業又は薪炭製造業 ※過疎地域内において個人で営む畜産業又は水産業を除く	個人事業税 (課税免除)
半島振興法	S61. 6. 27	R9. 3. 31 (現行：R7. 3. 31)	認定産業振興促進計画に記載された計画区域	以下の用に供する設備 ・製造業 ・有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業 ・コールセンター及び市場等に関する調査の業務並びにその業務により得られた情報の整理等の業務に係る事業 ・農林水産物等販売業 ・旅館業 ※下線部は今回の改正により対象事業から除外 ※過疎地区内の対象設備を除く	事業税 不動産取得税 固定資産税 (不均一課税)
原発等立地地域振興法	H25. 4. 1	R9. 3. 31 (現行：R7. 3. 31)	原子力発電施設等立地地域	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業の用に供する設備	事業税 不動産取得税 固定資産税 (不均一課税)
地域未来投資促進法	H29. 6. 2	R10. 3. 31 (現行：R7. 3. 31)	地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の対象となる促進区域	地域経済牽引事業であって主務大臣の確認を受けた事業の用に供する施設	不動産取得税 固定資産税 (課税免除)

※「過疎地区」とは、過疎地域の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域をいう。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

【第 87 号議案】

総務委員会資料
令和 7 年 6 月 25 日・26 日
総務部 総務課
教育庁 学校企画課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（主務省令）が制定されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

次のいずれかの事務は、個人番号（マイナンバー）を利用することができる。

- ① 法定事務 番号法に定められた事務
- ② 準法定事務 法定事務に準ずる事務として主務省令で定める事務
- ③ 独自利用事務 地方公共団体が独自に条例で定める事務

これまで条例で下表の独自利用事務を定めていたが、主務省令が令和 6 年 5 月 27 日に施行され、これらの独自利用事務が準法定事務となったため、重複する次の事務を条例から削除する。

なお、国が準法定事務に必要なシステムを整備しており、整備が完了した令和 7 年 6 月以降は、準法定事務として事務を行うことになる。

執行機関	事 務
知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者等に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
	私立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
	私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
教育委員会	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
	国立又は公立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務
	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務
	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務

3 施行期日

公布の日から施行する。

【第97号議案】

総務委員会資料
令和7年6月25日・26日
総務部人事課

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、特別職の職員の給与の月額等について所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 知事等の給与の月額改正

区 分	改 正 前	改 正 後
知事	1,280,000円	1,290,000円
副知事	1,000,000円	1,010,000円
教育長	800,000円	810,000円
常勤の監査委員	670,000円	680,000円

(2) 病院事業管理者の給与月額改正

区 分	改 正 前	改 正 後
医師でない場合	800,000円	810,000円
医師である場合	1,000,000円	1,010,000円

(3) 行政委員会の委員等の報酬額改正

区 分		改 正 前	改 正 後
教育委員会	委員	月額 190,000円	月額 192,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 38,300円	日額 38,900円
	その他の委員	日額 31,900円	日額 32,400円
人事委員会	委員長	月額 231,000円	月額 234,000円
	その他の委員	月額 190,000円	月額 192,000円

非常勤の監査委員	識見を有する者	月額 276,000円	月額 280,000円
	議会の議員	月額 108,000円	月額 109,000円
公安委員会	委員長	月額 231,000円	月額 234,000円
	その他の委員	月額 190,000円	月額 192,000円
労働委員会	会長	月額 231,000円	月額 234,000円
	その他の公益委員	月額 190,000円	月額 192,000円
	労働者委員及び使用者委員	月額 164,000円	月額 166,000円
収用委員会	会長	日額 38,300円	日額 38,900円
	その他の委員	日額 31,900円	日額 32,400円
海区漁業調整委員会	会長	日額 38,300円	日額 38,900円
	その他の委員	日額 31,900円	日額 32,400円
内水面漁場管理委員会	会長	日額 38,300円	日額 38,900円
	その他の委員	日額 31,900円	日額 32,400円

(4) 附属機関の委員等の報酬日額の支給限度額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
附属機関の委員等	13,300円	13,500円

(5) 投票管理者等の報酬日額の改正

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定により定められた額と同額とすること。

3 施行期日

令和7年8月1日から施行する。ただし、2の(5)については、公布の日から施行する。

令和6年度一般会計補正予算(令和7年3月31日専決処分) 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区 分	R 6 年 度			R5年度	対前年度伸び率 (A)／(B)	主 な 補 正 項 目
	現 計	3/31専決	計 (A)	3/29専決後(B)		
1. 県 税	83,255,485		83,255,485	81,910,639	1.6%	
2. 地方消費税清算金	33,523,379		33,523,379	32,732,082	2.4%	
3. 地方譲与税	16,851,582		16,851,582	15,065,899	11.9%	
4. 地方特例交付金	2,245,946		2,245,946	374,055	500.4%	
5. 地方交付税 〃(含 臨時財政対策債)	186,376,309 (186,966,250)		186,376,309 (186,966,250)	187,768,936 (189,067,756)	▲ 0.7% (▲ 1.1%)	
6. 交通安全対策特別交付金	138,000		138,000	141,000	▲ 2.1%	
7. 分担金及び負担金	2,496,261	▲ 90,989	2,405,272	2,182,337	10.2%	公共事業関係
8. 使用料及び手数料	4,133,489		4,133,489	4,145,889	▲ 0.3%	
9. 国庫支出金	87,684,068	▲ 1,716,992	85,967,076	91,924,955	▲ 6.5%	災害復旧費国庫補助金 ▲689,476 土木費国庫補助金 ▲282,446 農林水産業費国庫補助金 ▲197,103 農林水産業費国庫負担金 ▲192,540 民生費国庫補助金 ▲182,953
10. 財産収入	1,667,105		1,667,105	1,549,038	7.6%	
11. 寄附金	91,359		91,359	130,960	▲ 30.2%	
12. 繰入金	15,106,201	9,908	15,116,109	10,790,812	40.1%	島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所 特別会計繰入金
13. 繰越金	16,713,541		16,713,541	19,975,869	▲ 16.3%	
14. 諸収入	8,365,168	▲ 8,754	8,356,414	8,482,257	▲ 1.5%	土地改良事業納付金
15. 県債 〃(除 臨時財政対策債)	50,163,741 (49,573,800)	▲ 1,583,200 (▲ 1,583,200)	48,580,541 (47,990,600)	48,690,220 (47,391,400)	▲ 0.2% (1.3%)	事業の精算等に伴う補正
合 計	508,811,634	▲ 3,390,027	505,421,607	505,864,948	▲ 0.1%	

令和6年度島根県一般会計補正予算（第11号）〈関係分〉
〈令和7年3月31日専決処分〉

歳出総括表〔総務部〕

一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
総務課	6,375,713	▲ 7,657	6,368,056
人事課	5,652,983		5,652,983
財政課	78,694,477	74,333	78,768,810
税務課	43,300,249		43,300,249
管財課	6,960,404	6,812	6,967,216
営繕課	348,849		348,849
情報システム推進課	2,758,652		2,758,652
総務事務センター	1,010,035		1,010,035
合計	145,101,362	73,488	145,174,850

特別会計

(単位：千円)

課名	会計名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
財政課	公債管理特別会計	103,173,017		103,173,017
税務課	証紙特別会計	935,877		935,877
総務事務センター	総務事務集中処理特別会計	11,481,486		11,481,486

〔一般会計〕

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目				議案資料2 掲載ページ
					款	項	目		
総務部	145,101,362	73,488	145,174,850	[財源] 国 ▲ 9,483 県債 6,900 その他 9,908 県 66,163					
総務課	6,375,713	▲ 7,657	6,368,056	[財源] 国 ▲11,337 県 3,680					
18 私立学校教育条件維持向上事業費	96,334	▲ 168	96,166	事業費の確定見込に伴う減	10	9	1		50
19 私立学校就学支援事業費	1,163,388	▲ 7,489	1,155,899	事業費の確定見込に伴う減	10	9	1		50
人事課	5,652,983	0	5,652,983	[財源] 国 1,854 その他 9,908 県 ▲11,762					
1 人件費 一般職給与	4,366,249	0	4,366,249	財源更正による ・選挙事務 [財源] 国 1,854 県 ▲1,854 ・島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計からの繰入 [財源] その他 9,908 県 ▲9,908)	2	1	1		19
財政課	78,694,477	74,333	78,768,810	[財源] 県 74,333					
5 減債基金積立金	9,164,698	74,333	9,239,031	決算剰余金を活用した基金積立	2	1	7		19
税務課	43,300,249	0	43,300,249						
管財課	6,960,404	6,812	6,967,216	[財源] 県債 6,900 県 ▲88					
10 県庁舎等整備事業費	779,199	6,812	786,011	事業費の確定見込に伴う増	2	1	11		19
営繕課	348,849	0	348,849						
情報システム推進課	2,758,652	0	2,758,652						
総務事務センター	1,010,035	0	1,010,035						

令和7年度6月一般会計補正予算(6/9提案分) 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区 分	R7年度		計 (A)	R6年度 6月現計(B)	対前年度伸び率 (A)÷(B)	主な補正項目
	現 計	6月補正				
1. 県 税	82,903,500		82,903,500	78,180,351	6.0%	
2. 地方消費税清算金	33,019,513		33,019,513	32,109,792	2.8%	
3. 地方譲与税	15,773,000		15,773,000	14,533,000	8.5%	
4. 地方特例交付金	354,000		354,000	1,757,000	▲ 79.9%	
5. 地方交付税 " (含 臨時財政対策債)	181,904,329 (181,904,329)		181,904,329 (181,904,329)	180,809,212 (181,403,212)	0.6% (0.3%)	
6. 交通安全対策特別交付金	167,000		167,000	170,000	▲ 1.8%	
7. 分担金及び負担金	1,662,551		1,662,551	1,758,031	▲ 5.4%	
8. 使用料及び手数料	4,026,497		4,026,497	4,142,994	▲ 2.8%	
9. 国庫支出金	75,179,831	507,795	75,687,626	75,620,128	0.1%	高等学校等修学支援事業費補助金 371,321 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金 45,000 森林の集約化モデル地域実証事業費補助金 30,000 国勢調査委託金 33,365 医療施設等施設設備整備費補助金 19,008
10. 財産収入	1,713,545		1,713,545	1,635,201	4.8%	
11. 寄附金	74,257		74,257	73,904	0.5%	
12. 繰入金	15,464,614		15,464,614	12,275,229	26.0%	
13. 繰越金	4,663,877	80,139	4,744,016	4,369,968	8.6%	
14. 諸収入	14,024,982	8,000	14,032,982	13,264,326	5.8%	サポート体制構築事業交付金
15. 県 債 " (除 臨時財政対策債)	41,033,300 (41,033,300)		41,033,300 (41,033,300)	41,414,200 (40,820,200)	▲ 0.9% (0.5%)	
合 計	471,964,796	595,934	472,560,730	462,113,336	2.3%	

令和7年度島根県一般会計補正予算（第1号）〈関係分〉

歳出総括表〔総務部〕

一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
総務課	6,916,672	78,795	6,995,467
人事課	4,382,184		4,382,184
財政課	56,786,278		56,786,278
税務課	43,506,916		43,506,916
管財課	6,562,042		6,562,042
営繕課	350,491		350,491
情報システム推進課	2,595,863		2,595,863
総務事務センター	1,065,921		1,065,921
合計	122,166,367	78,795	122,245,162

特別会計

(単位：千円)

課名	会計名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
財政課	公債管理特別会計	92,086,815		92,086,815
税務課	証紙特別会計	818,400		818,400
総務事務センター	総務事務集中処理特別会計	11,974,508		11,974,508

【第81号議案】

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	概 要	予算科目			議案資料1 掲載ページ
					款	項	目	
総務部	122,166,367	78,795	122,245,162	[財源] 国 78,795				
総務課	6,916,672	78,795	6,995,467	[財源] 国 78,795				
25 私立学校就学支援事業費	1,336,918	78,795	1,415,713	国の就学支援金制度拡充による増	10	9	1	29
人事課	4,382,184	0	4,382,184					
財政課	56,786,278	0	56,786,278					
税務課	43,506,916	0	43,506,916					
管財課	6,562,042	0	6,562,042					
営繕課	350,491	0	350,491					
情報システム推進課	2,595,863	0	2,595,863					
総務事務センター	1,065,921	0	1,065,921					

令和7年度6月一般会計補正予算(6/24提案分) 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区 分	R7年度		計 (A)	R6年度 6月現計(B)	対前年度伸び率 (A)÷(B)	主な補正項目
	現 計	6月補正				
1. 県 税	82,903,500		82,903,500	78,180,351	6.0%	
2. 地方消費税清算金	33,019,513		33,019,513	32,109,792	2.8%	
3. 地方譲与税	15,773,000		15,773,000	14,533,000	8.5%	
4. 地方特例交付金	354,000		354,000	1,757,000	▲ 79.9%	
5. 地方交付税 〃 (含 臨時財政対策債)	181,904,329 (181,904,329)		181,904,329 (181,904,329)	180,809,212 (181,403,212)	0.6% (0.3%)	
6. 交通安全対策特別交付金	167,000		167,000	170,000	▲ 1.8%	
7. 分担金及び負担金	1,662,551		1,662,551	1,758,031	▲ 5.4%	
8. 使用料及び手数料	4,026,497		4,026,497	4,142,994	▲ 2.8%	
9. 国庫支出金	75,687,626	529,800	76,217,426	75,620,128	0.8%	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 511,800 水利施設管理強化事業費補助金 18,000
10. 財産収入	1,713,545		1,713,545	1,635,201	4.8%	
11. 寄附金	74,257		74,257	73,904	0.5%	
12. 繰入金	15,464,614		15,464,614	12,275,229	26.0%	
13. 繰越金	4,744,016	4,771	4,748,787	4,369,968	8.7%	
14. 諸収入	14,032,982		14,032,982	13,264,326	5.8%	
15. 県 債 〃 (除 臨時財政対策債)	41,033,300 (41,033,300)		41,033,300 (41,033,300)	41,414,200 (40,820,200)	▲ 0.9% (0.5%)	
合 計	472,560,730	534,571	473,095,301	462,113,336	2.4%	

島根県附属機関の設置状況等について

島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例（平成15年島根県条例第42号）第7条の規定に基づき、令和7年4月1日現在の状況について、下記のとおり報告する。

記

1. 附属機関の設置状況（条例第1条）

	設置機関数
令和6年4月1日現在	75
令和7年4月1日現在	75
比較	0

2. 構成員中の女性の割合（条例第3条）

	4割以上	4割未満	委員不在	計
令和6年4月1日現在	61	3	11	75
令和7年4月1日現在	60	2	13	75
比較	△1	△1	2	0

3. 公募状況、併任状況（条例第4条、第5条）

	公募状況		5以上の委員 兼務（人）
	機関数	委員数	
令和6年4月1日現在	10	6	9
令和7年4月1日現在	11	8	9
比較	1	2	0

条例に基づく附属機関における男女の均等な登用の実施状況

R7. 4. 1現在

	審議会等の名称	担当課	委員 実数	女性数	女性の 参画率	備考
1	島根県総合開発審議会	政策企画監室	24	12	50.0%	
2	島根県男女共同参画審議会	女性活躍推進課	15	9	60.0%	
3	島根県私立学校審議会	総務課	10	5	50.0%	
4	島根県情報公開・個人情報保護審査会		6	4	66.7%	
5	島根県公立大学法人評価委員会		5	2	40.0%	
6	島根県公益認定等審議会		6	3	50.0%	
7	島根県行政不服審査会		4	2	50.0%	
8	島根県特別職報酬等審議会		人事課	10	4	40.0%
9	島根県公務災害補償等認定委員会	5		3	60.0%	
10	島根県公務災害補償等審査会	4		2	50.0%	
11	島根県固定資産評価審議会	税務課	9	5	55.6%	
12	島根県救急搬送・病院受入連絡調整協議会	消防総務課	0	-	-	
13	島根県防災会議	防災危機管理課	71	31	43.7%	
14	島根県国民保護協議会		75	31	41.3%	
15	島根県原子力発電調査委員会	原子力安全対策課	0	-	-	
16	自治紛争処理委員	市町村課	0	-	-	
17	島根県交通安全対策会議	交通対策課	27	11	40.7%	
18	島根県消費生活審議会	環境生活総務課	18	10	55.6%	
19	島根県立美術館協議会	文化国際課	13	6	46.2%	
20	島根県芸術文化センター協議会		12	6	50.0%	
21	島根県スポーツ推進審議会	スポーツ振興課	14	7	50.0%	
22	島根県自然環境保全審議会	自然環境課	31	17	54.8%	
23	島根県環境審議会	環境政策課	19	10	52.6%	
24	島根県環境影響評価技術審査会		14	7	50.0%	
25	公害紛争あっせん委員、公害紛争調定委員会 及び公害紛争仲裁委員会		15	8	53.3%	
26	島根県社会福祉審議会	地域福祉課	22	9	40.9%	
27	島根県医療審議会	医療政策課	30	13	43.3%	
28	島根県准看護師試験委員		8	5	62.5%	
29	島根県地域医療支援会議		32	2	6.3%	女性参画要綱第3条(2)該当
30	島根県国民健康保険審査会		9	4	44.4%	
31	島根県後期高齢者医療審査会	健康推進課	9	4	44.4%	
32	島根県国民健康保険運営協議会		13	6	46.2%	
33	島根県指定難病等審査会		9	4	44.4%	
34	島根県介護保険審査会	高齢者福祉課	21	11	52.4%	
35	島根県子ども・子育て支援推進会議	子ども・子育て支援課	24	11	45.8%	
36	島根県障がい者施策審議会	障がい福祉課	14	8	57.1%	
37	島根県ひとにやさしいまちづくり審議会		9	4	44.4%	
38	島根県精神保健福祉審議会		9	4	44.4%	
39	島根県精神医療審査会		44	20	45.5%	
40	島根県障害者介護給付費等不服審査会		10	4	40.0%	
41	島根県麻薬中毒審査会	薬事衛生課	0	-	-	
42	島根県生活衛生適正化審議会		0	-	-	
43	島根県公害健康被害認定審査会		0	-	-	女性参画要綱第3条(2)該当
44	島根県感染症診査協議会		39	9	23.1%	女性参画要綱第3条(2)該当
45	島根県農政審議会	農林水産総務課	0	-	-	
46	島根県森林審議会	林業課	12	6	50.0%	
47	島根県水産振興審議会	沿岸漁業振興課	0	-	-	
48	島根県蜜蜂飼養調整審議会	畜産課	12	6	50.0%	
49	漁港管理会(浜田漁港管理会)	水産課	9	4	44.4%	

	審議会等の名称	担当課	委員 実数	女性数	女性の 参画率	備考
50	島根県観光審議会	観光振興課	0	-	-	
51	島根県中小企業調停審議会	中小企業課	0	-	-	
52	島根県雇用対策審議会	雇用政策課	13	6	46.2%	
53	島根県建設工事紛争審査会	土木総務課	10	4	40.0%	
54	島根県事業認定審議会	用地対策課	7	4	57.1%	
55	島根県土地利用審査会		7	4	57.1%	
56	島根県国土利用計画審議会		15	7	46.7%	
57	島根県水防協議会	河川課	25	12	48.0%	
58	島根県地方港湾審議会	港湾空港課	22	9	40.9%	
59	島根県開発審査会	都市計画課	7	4	57.1%	
60	島根県景観審議会		12	6	50.0%	
61	島根県都市計画審議会		20	9	45.0%	
62	島根県建築審査会	建築住宅課	5	2	40.0%	
63	島根県建築士審査会		5	2	40.0%	
64	島根県総合教育審議会	教育庁総務課	10	5	50.0%	
65	島根県産業教育審議会	学校教育課	0	-	-	
66	島根県教育課程審議会		0	-	-	
67	教科用図書選定審議会		20	10	50.0%	
68	島根県生徒指導審議会		10	5	50.0%	
69	島根県社会教育委員	社会教育課	12	6	50.0%	
70	島根県生涯学習審議会		0	-	-	
71	島根県立図書館協議会		10	5	50.0%	
72	島根県文化財保護審議会	文化財課	16	8	50.0%	
73	島根県立古代出雲歴史博物館協議会		14	8	57.1%	
74	警察署協議会	県警本部警務部総務課	91	46	50.5%	
75	島根県留置施設視察委員会	県警本部警務部留置管理課	3	2	66.7%	

委員実数	女性数	女性の 参画率
1,005	482	48.0%

※審議会等への女性の参画推進
要綱第3条(2)の該当機関を除く

国庫補助金の実績報告誤りについて

財政課が所管する国庫補助金において、実績額を国（内閣府）に対して誤って報告したことにより、国庫補助金 17,827,655 円を県会計に収入できなかった事案が発生しました。

このような事態を招いたことをお詫び致しますとともに、再発防止の徹底に努めてまいります。

1. 国庫補助金の概要

令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

- ・ 県で実施する地方創生の取組（6部局51事業）について財政課でとりまとめて国へ申請し、所要額の1/2が国から交付されるもの
- ・ R6年度交付額 851,973,563円

2. 経過

- 令和7年3月10日 財政課から事業実施部局へ実績額を照会
- 3月31日 事業実施部局から財政課へ実績額を回答
- 4月7日 財政課がとりまとめた実績報告書を事業実施部局が最終確認
- 4月10日 財政課から国へ実績報告書を提出
- 4月18日 国から県へ補助金交付額確定通知
- 4月22日 県から補助金精算払請求書を提出
- 4月24日 国から県へ補助金交付
- 6月2日 決算整理の過程で実績報告した額の誤りが判明
- 6月4日 国に補助金の追加交付ができないか照会
→令和6年度の会計処理が終了しており交付は不可との見解を確認

3. 原因

- ・ 事業実施部局から財政課への実績報告の際、一部の事業の実績額について、「円単位」で記載すべきところを「千円単位」で誤って記載した上、その後の手続きにおいても確認が不十分であった。

	事業費	国庫補助（1/2）
正（円単位表記）	35,691,000	17,845,500
誤（千円単位表記）	35,691	17,845
差額	▲ 35,655,309	▲ 17,827,655

4. 再発防止策

- ・ 国費に係る事務の各段階における数値確認と組織としてのダブルチェックを徹底する。
- ・ 単位誤り等を防ぐため、事業実施部局から財政課への報告様式について、担当者が異常な数値であることを判別できるよう見直す。

第3次島根県県有財産利活用推進計画について

1. 計画の概要

「島根県県有財産利活用方針(平成26年4月策定)」に記載した具体的な取り組みを着実に進めるため、達成すべき目標、各取り組みの手順等を明らかにするもの
計画期間(令和5年度から令和9年度の5箇年)

2. 評価指標の達成状況

評価指標の令和6年度末の達成状況は下表のとおり。

評価指標		基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	達成状況 (令和6年度末)	
(1) 県有財産の有効活用					
①	施設保有コストの 推計施設数 ※1	—	158 施設	累計	70 施設
				年度実績	35 施設
②	LED照明器具への 更新灯数	—	10,000 灯	累計	10,424 灯
				年度実績	5,046 灯
(2) 施設の長寿命化					
③	洋式トイレに改修する 便器の数 ※2	—	450 箇所	累計	246 箇所
				年度実績	143 箇所
④	ブロック塀の撤去・改修 箇所数 ※3	—	101 箇所	累計	22 箇所
				年度実績	18 箇所
(3) 保有財産の適正化					
⑤	県が保有する建築物の 延べ面積	増加させないこと		現計	1,774,443 m ²
		1,772,736m ²	1,772,736m ² 以下	基準値との差	1,707 m ²
⑥	未利用財産の売り払い金額	5年間の売り 払い金額の合計	10 億円	累計	2.2 億円
				年度実績	1.0 億円

※1 施設ごとに新築から解体撤去するまでに必要となるコストを算定し、施設を保有するために必要な経費を把握

※2 各施設毎の総大便器数に占める洋式トイレの割合を75%以上とするために改修する便器の数

※3 地震によるブロック塀の倒壊防止のため、ブロック塀を撤去または改修する箇所数

NHK放送受信契約の未締結について

1. 経緯

- ・他の自治体でカーナビ等に係るNHK放送受信契約の未締結事案について報道されたことを受けて、本県においても調査を実施したところ、公用車のカーナビ等において未契約であることが判明したため、令和7年4月3日に公表
- ・その後、契約締結に向けたNHKとの確認作業の過程で、一部の所属において、さらに未契約機器があるとの報告を受け、再調査を実施
- ・再調査の中で、アンテナ端子に配線接続していないテレビチューナー内蔵のディスプレイ（WEB会議で使用）などについても、使用環境に応じて放送受信契約が必要になることが判明し、更なる未契約機器の存在が判明

2. 未契約の状況

	令和7年4月3日公表台数				令和7年6月判明台数				未契約判明台数合計			
	①	テレビ	カーナビ	その他	②	テレビ	カーナビ	その他	①+②	テレビ	カーナビ	その他
知事部局	144	10	133	1	96	69	26	1	240	79	159	2
企業局	0				2	2			2	2	0	0
病院局	9	7	2		0				9	7	2	0
教育委員会	13	1	12		85	77	1	7	98	78	13	7
うち県立学校	10	1	9		76	72		4	86	73	9	4
警察本部	6		6		6		6		12	0	12	0
計	172	18	153	1	189	148	33	8	361	166	186	9

※その他：ワンセグ携帯、レコーダー等

- ・4月3日に公表した未払い額 14,328 千円
- ・今回、新たに判明した未払い額 24,400 千円
- ・**総未契約額 38,728 千円**

3. 原因

- ・NHK受信料制度について、主に以下の点についての認識が不足していた。
 - (1) 部屋ごとに加えて、自動車ごとにも放送受信契約が必要であること
 - (2) テレビ放送の受信以外の用途で機器を使用する場合であっても、受信機能があるものは、使用環境によって放送受信契約が必要であること
 例) テレビチューナー内蔵のディスプレイをアンテナ端子のある部屋で使用
(アンテナ端子に配線接続していない場合でも放送受信契約の対象)

- ・特別支援学校においては、NHK の免除基準により受信料が免除され得る機器について、受信契約手続及び免除申請を行っていなかった（6,464 千円）。

4. 対応状況

- ・4月3日に公表した、未契約の受信料（過年度分）については、令和7年3月31日に必要な放送受信契約を締結し、支払を行った。
- ・今回、新たに判明した、未契約の受信料（過年度～令和7年5月分まで）については、令和7年6月13日に必要な放送受信契約の手続を完了。今後、速やかに支払を行う。
- ・令和7年度の受信料は、今回の未契約分を含め適正に事務処理を行う。

5. 再発防止策

- ・法令遵守のため、受信料制度の理解促進と適正な事務処理の周知徹底を図る。
- ・カーナビ、ディスプレイ等を購入する際は、業務で必要性がある場合を除き、原則としてテレビ受信機能の付いていないものとする。
- ・特別支援学校においては、児童生徒等の専用に供する機器について免除申請の徹底を図る。